

**米国株式信用取引口座設定約諾書  
新旧対照表(2022年9月13日)**

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<b>米国株式信用取引口座設定約諾書</b>	<b>米国株式信用取引口座設定約諾書</b>
<p>私は、米国株式信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において米国株式信用取引を行います。つきましては、貴社に米国株式信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、日本証券業協会の諸規則及び決定事項並びに慣行中、米国株式信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、日本証券業協会の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>(米国株式信用取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社との間に行う米国株式信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、<u>借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買</u>の決済による損益金、金利、その他授受する金銭はすべてこの米国株式信用取引口座で処理すること。</p> <p>第2条～第3条 変更なし</p> <p>(買付有価証券及び<u>売付代金</u>の取扱い)</p> <p>第4条 私がこの米国株式信用取引口座を通じて買い付けた有価証券及び<u>有価証券を売り付けた場合の代金</u>は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の米国株式信用取引のため使用し又はその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。</p> <p>第5条 変更なし</p> <p>(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第6条 私が米国株式信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は<u>貴社から借り入れた有価証券</u>につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、貴社の定める方法により処理されること。</p> <p>第7条 変更なし</p>	<p>私は、米国株式信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において米国株式信用取引を行います。つきましては、貴社に米国株式信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、日本証券業協会の諸規則及び決定事項並びに慣行中、米国株式信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、日本証券業協会の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>(米国株式信用取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社との間に行う米国株式信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、委託保証金、決済による損益金、金利、その他授受する金銭はすべてこの米国株式信用取引口座で処理すること。</p> <p>第2条～第3条 省略</p> <p>(買付有価証券の取扱い)</p> <p>第4条 私がこの米国株式信用取引口座を通じて買い付けた有価証券は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の米国株式信用取引のため使用し又はその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第6条 私が米国株式信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、貴社の定める方法により処理されること。</p> <p>第7条 省略</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>(期限の利益を喪失した場合における米国株式信用取引の処理)</p> <p>第 8 条 私が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約 <u>又は買付契約</u> を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。</p> <p>2 私が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、米国株式信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、日本証券業協会の定める規則により、当該遅滞に係る米国株式信用取引を決済するために必要な売付契約 <u>又は買付契約</u> を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。</p> <p>3 私が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引を決済するために必要な売付け <u>又は買付け</u> を、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約 <u>又は買付契約</u> を締結する場合を除く。）。</p> <p>4 前項の日時までに、私が売付け <u>又は買付け</u> の委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約 <u>又は買付契約</u> を締結することに異議のないこと。</p> <p>5 前各項の売付け <u>又は買付け</u> を行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。</p> <p>第 9 条～第 12 条 変更なし</p> <p>(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)</p> <p>第 13 条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引（以下「当該米国株式信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け <u>及び買付け</u> を行うことができなくなること。</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p> <p>(1) <u>当該米国株式信用取引による売付代金に係る債権の額及び</u>当該米国株式信用取引による買付有価証券に相当する価額</p>	<p>(期限の利益を喪失した場合における米国株式信用取引の処理)</p> <p>第 8 条 私が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。</p> <p>2 私が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、米国株式信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、日本証券業協会の定める規則により、当該遅滞に係る米国株式信用取引を決済するために必要な売付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。</p> <p>3 私が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引を決済するために必要な売付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約を締結する場合を除く。）。</p> <p>4 前項の日時までに、私が売付けの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約を締結することに異議のないこと。</p> <p>5 前各項の売付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。</p> <p>第 9 条～第 12 条 省略</p> <p>(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)</p> <p>第 13 条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した米国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての米国株式信用取引（以下「当該米国株式信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付けを行うことができなくなること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 当該米国株式信用取引による買付有価証券に相当する価額（アメリカ合衆国の取引所金融商品市場又は店頭市場の終</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>(アメリカ合衆国の取引所金融商品市場又は店頭市場の終値又は気配相場をいう) <u>並びに</u>その他の当該米国株式信用取引に関する一切の債権 (当該米国株式信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。) の額の合計額</p> <p>(2) 当該米国株式信用取引による買付代金に係る債務の額及び <u>当該米国株式信用取引による売付有価証券に相当する価額</u> (アメリカ合衆国の取引所金融商品市場又は店頭市場の終値又は気配相場をいう) <u>並びに</u>その他の当該米国株式信用取引に関する一切の債務 (当該米国株式信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。) の額の合計額</p> <p>第 14 条～第 25 条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">(2022.09)</p>	<p>値又は気配相場をいう) <u>及び</u>その他の当該米国株式信用取引に関する一切の債権 (当該米国株式信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。) の額の合計額</p> <p>(2) 当該米国株式信用取引による買付代金に係る債務の額及びその他の当該米国株式信用取引に関する一切の債務の額の合計額</p> <p>第 14 条～第 25 条 省略</p> <p style="text-align: right;">(2022.06)</p>